

高校の授業料無償化等について

高等学校等就学支援金（授業料）

支給の対象となる人

保護者の「地方税の課税所得×6%—調整控除の額」が304,200円未満の世帯（令和7年度のみ所得制限を超えた場合は臨時支援金として支給されます）。

令和8年度からの所得制限の撤廃等は国が現在検討中です。

支給額（沼津市立沼津高等学校の場合）

年額 118,800円（月額 9,900円）

支給方法

就学支援金の申請により、静岡県より沼津市に授業料相当額が支給されます。申請に基づき生徒、保護者に代わり、沼津市が代理受領します。

※ 授業料以外の諸会費はお支払いいただきます。

奨学給付金制度（低所得世帯の返済の必要がない給付型の奨学金）

支給の対象となる人

生活保護世帯または保護者の「市県民税所得」及び「同県民税所得割」が非課税の世帯

支給額（沼津市立沼津高等学校の場合）

生活保護世帯：年額 32,300円

市県民税所得割額及び道県民税所得割額が非課税の世帯：年額 143,700円

（参考）

[高等学校等就学支援金制度：文部科学省](#)

[高校生等の修学支援（就学支援金制度等）の御案内 | 静岡県公式ホームページ](#)